

本人請求の場合 戸籍証明書等の請求書 No. _____

(宛先) 野田市長

平成 年 月 日

* 請求には本人確認書類が必要です
* 裏面の注意事項をお読みください

どなたのものが必要ですか

| | | | |
|---|--------------------|------------------------------------|---------------|
| 本籍 | 野田市 中野台168番地の1 | | |
| ふりがな | の だ た ろ う | ふりがな | 筆頭者と同じ |
| 筆頭者氏名 <small>(戸籍の初めに書かれている方)</small> | 野 田 太 郎 | 必要な方の氏名 <small>(抄本等の場合)</small> | |
| 生年月日 | 明・大(昭)・平 20年 1月 1日 | 生年月日 | 明・大・昭・平 年 月 日 |

なにが必要ですか (必要な証明書の欄に☑をし、通数を記入してください)

| | | | | | |
|----------------------------|--------|--------------|------|-------------|---------------|
| ☑ 戸籍 | 謄本 1 通 | 戸籍の附票 | 全部 通 | 受理証明書 | 通 |
| | 抄本 通 | | 一部 通 | | (年 月 日届出) 届 |
| 除籍 | 謄本 通 | 身分証明書 | 通 | 届書記載事項証明書 | 通 |
| | 抄本 通 | | 通 | | (年 月 日届出) 届 |
| 改製原戸籍 | 謄本 通 | 戸籍(除籍)記載事項証明 | 通 | 年金(証書簡保) NO | その他 () 通 |
| | 抄本 通 | | 通 | | |
| * 謄本(とうほん) : 記載されている方全員の証明 | | | | | |
| 抄本(しょうほん) : 記載されている方一部の証明 | | | | | |

使う方(請求者)はどなたですか

| | | | |
|---|---|---------|-----------------------|
| 住所 | ☑ 本籍と同じ | | |
| ふりがな | 電話番号 04 (7125) 1111 | | |
| 氏名 | ☑ 筆頭者と同じ | 必要な方と同じ | 生年月日 明 大 年 月 日 昭 平 |
| 戸籍に記載されている方との関係について、あてはまるものに☑をつけてください ☑ 本人 夫または妻 父母または祖父母 子または孫 その他 あてはまらない場合は、下記に請求の理由を詳しく記入してください | | | |
| 請求の理由 | 権利行使・義務履行のため 国または地方公共団体の機関に提出するため その他 具体的に記入してください | | |

権利行使などの請求の場合は、契約書などが必要です。

窓口に来た方はどなたですか (使う方(請求者)本人ではない場合記入してください)

| | | | |
|---------|-----------------|-------|-------------------|
| 住所 | ☑ 使う方(請求者本人)と同じ | | |
| ふりがな | 電話番号 () | | |
| 氏名 | | 生年月日 | 明 大 年 月 日 昭 平 |
| 請求者との関係 | 配偶者 | 父または母 | 祖父または祖母 子または孫 その他 |

使者の方は、委任状が必要です

以下職員記入欄 支所、南・北・中央出張所、関宿北部・中部・南部公民館 経由

| | | | | | | | | |
|------------|-----|-------|---------|-----------|----------|----|----|----|
| 権限書類 | 委任状 | 戸籍謄本 | 登記事項証明書 | 社員証 | その他 () | 受付 | 作成 | 交付 |
| 本人確認書類 | 一点 | 運転免許証 | 旅券 | 外国人登録証 | 写真付住基カード | | | |
| | 二点 | 保険証 | 年金手帳 | 写真無し住基カード | 学生証 社員証 | | | |
| 聴き取り事項 () | | | | | | | | |

偽りその他の不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

代理請求の場合

戸籍証明書等の請求書

No. _____

(宛先) 野田市長

平成 年 月 日

* 請求には本人確認書類が必要です
* 裏面の注意事項をお読みください

どなたのものが必要ですか

Table with 4 columns: 本籍 (野田市 中野台168番地の1), ふりがな (のだ たろう), 筆頭者氏名 (野田 太郎), 必要な方の氏名 (野田 花子), 生年月日 (20年 1月 1日), 生年月日 (22年 12月 31日)

なにが必要ですか (必要な証明書の欄に☑をし、通数を記入してください)

Table for document requirements: 戸籍 (通), 除籍 (通), 改製原戸籍 (通), 受取証明書 (通), 届書記載事項証明書 (通), 年金簡保 (証書 NO)

使う方 (請求者) はどなたですか

Table for applicant info: 住所 (野田市鶴奉7番地の1), 電話番号 (04 7125 1111), 氏名 (野田 花子), 戸籍記載関係 (本人 夫または妻), 請求理由 (権利行使・義務履行のため)

権利行使などの請求の場合は、契約書などが必要です。

窓口に来た方はどなたですか (使う方 (請求者) 本人ではない場合記入してください)

Table for proxy applicant info: 住所 (野田市春日町16番地の1), 電話番号 (04 7129 8800), 氏名 (北出 張子), 請求者との関係 (配偶者), 子または孫 (☑)

使者の方は、委任状が必要です

以下職員記入欄 支所、南・北・中央出張所、関宿北部・中部・南部公民館 経由

Table for official processing: 権限書類 (委任状, 戸籍謄本, 登記事項証明書, 社員証, その他), 本人確認書類 (一点: 運転免許証, 旅券, 外国人登録証, 写真付住基カード; 二点: 保険証, 年金手帳, 写真無し住基カード, 学生証, 社員証), 聴き取り事項

偽りその他の不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

請求にあたっての注意事項

1 .請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2 .資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3 .戸籍抄本について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の戸籍抄本をご利用ください。

4 .本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることが確認できる書類の提示が必要です。

5 .権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

6 .押印の要否について

請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

7 .罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

* ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

請求にあたっての注意事項

1 .請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2 .資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3 .戸籍抄本について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の戸籍抄本をご利用ください。

4 .本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることが確認できる書類の提示が必要です。

5 .権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

6 .押印の要否について

請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

7 .罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

* ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。